3　第一項第二号の「内部統制に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　内部モデルと内部モデルを構築する過程について確立した指針、手続及び統制が設けられていること。

二　内部モデルが、最終指定親会社等全体の経営情報システム及び内部格付手法の適用対象である株式等エクスポージャーのポートフォリオの管理と統合されており、かつ、次に掲げる事項について利用されていること。

イ　最低投資利回りの設定及び代替的な投資の評価

ロ　株式等エクスポージャーのポートフォリオのリスク調整後の実績その他の運用実績の測定及び評価

ハ　保有株式に対する資本の配賦及び総合的な自己資本の適切性の評価

三　内部モデルの修正の承認、入力値の審査、出力値の検証その他の内部モデルを構築する過程に係るすべての要素について定期的かつ独立した見直しが行われるように、確立した経営システム、手続及び統制機能が設けられていること。

四　投資限度が設けられており、かつ、株式等エクスポージャーの額を監視する適切なシステム及び手続が設けられていること。

五　内部モデルの設計及び運用について責任を負う部署が、個々の投資の管理について責任を負う部署から機能的に独立していること。

六　内部モデルの設計に関わるすべての部署が十分な能力を持っており、かつ、十分な技能をもった人員が当該部署に配置されていること。

4　第一項第三号の「検証に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　内部モデル及び内部モデルを構築する過程の有効性及び一貫性について検証を行うシステムが設けられており、かつ、当該検証は、当該最終指定親会社に内部モデル及び内部モデルを構築する過程について有意義かつ一貫性のある評価を行うことを可能とさせるものであること。

二　年一回以上、景気循環を含む可能な限り長期のデータを用いて、実現及び未実現の損益から算出される収益率の実績値と内部モデルに基づく収益率の推計値との乖離の度合いを比較し、当該実績値が当該最終指定親会社等の保有する個別の株式等エクスポージャー及び株式等エクスポージャーのポートフォリオについて予想された範囲内に収まっていることを示すことができること。

三　次に掲げる要件を満たす外部データを用いて定量的な手法に基づく検証及び比較を実施していること。

イ　当該最終指定親会社等が保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオに照らして適切なものであること。

ロ　定期的に更新され、適切な観測期間を包含するものであること。

ハ　様々な経済的状況を含む長期にわたるものであること。

四　前号の定量的な手法に基づく検証及び外部データが一貫性を持つこと。

五　次に掲げる要件を満たす内部モデルを見直すための明確な基準を設けていること。

イ　内部モデルに基づく推計値が実績値から有意に乖離した場合その他の内部モデルの有効性が疑わしくなった場合における対処方法が設けられていること。

ロ　景気循環その他の株式等エクスポージャーの収益の構造的な変動要因の影響が考慮されていること。

六　当該最終指定親会社等の株式等エクスポージャーに対する投資における四半期収益の実績値及び内部モデルに基づく推計値のデータを保存する適切なデータベースが構築され、かつ、維持されていること。

七　内部モデルでボラティリティを用いている場合は、その推計値及び内部モデルで用いた代理変数の適切性について事後的な検証が行われていること。

八　四半期の予測に関するデータが異なる期間の予測に関するデータに変換された上で保存されており、かつ、保存された当該データを基に事後的な検証が行われていること。

（書類の整備）

第二百二十条　第二百十七条の承認を受けた内部格付手法採用最終指定親会社は、内部モデル及び当該内部モデルを作成する過程に係るすべての主要な事項を記載した書類を整備しなければならない。

2　前項の書類は、内部モデルの設計及びその運用の詳細にわたるものであって、かつ、リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準及び検証に関する基準を遵守していることを証するものでなければならない。

3　第一項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　内部モデルを当該モデルの作成の際に用いたポートフォリオのセグメントと異なるポートフォリオのセグメントに属する株式等エクスポージャーへの適用状況

二　当該内部モデルに基づく推計の手法

三　内部モデルの作成、承認及び検証を担当する部署の責任

四　内部モデルの承認及び見直しに関する手続

五　内部モデルの手法を採用した理由（当該内部モデル及び内部モデル作成の手続によれば、当該最終指定親会社等が保有する株式等エクスポージャーのリスクを適切に判別する推計結果が導かれることを裏付ける分析を含むもの）

六　内部モデルの主要な変更履歴及び直近の検証結果に基づく内部モデルを作成する手続の変更並びに当該変更と前条第四項第五号に掲げる内部モデルの検証に関する基準との整合性（当該検証に関する基準に基づき当該変更が行われた場合に限る。）

七　当該内部モデルの基礎となる理論、前提、係数及び変数の数学的及び実証的な根拠並びにモデルの推計に使用したデータ・ソースの詳細な内容

八　モデルの作成に利用した評価対象期間以外の期間及びモデルの作成に利用した標本以外の標本を利用したテストその他の説明変数の選択の適切性を検証するための統計的な手続

九　当該内部モデルが十分に機能しなくなる状況

4　前条第二項第十一号に掲げる代理変数、市場指標及び紐付けを用いている場合は、第一項の書類に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該最終指定親会社等が保有する株式等エクスポージャーのリスクと用いる代理変数及び紐付けが整合的であること。

二　代理変数及び紐付けは、当該最終指定親会社等が保有する株式等エクスポージャーに関連する重要な過去の経済状況及び市場状況に基づくものであるか、又は適切な調整が行われたものであること。

三　代理変数及び紐付けが、当該最終指定親会社等の保有する株式等エクスポージャーの潜在的リスクの推計を頑健なものとしていること。

5　前条第二項第五号イ、ロ又はハに掲げる調整、変換又は修正の内容及びこれらの基礎となる分析

6　前条第二項第十号に掲げる相関を内部モデルに組み込む際に用いる手法の詳細

7　前条第四項第二号に掲げる実績値と内部モデルに基づく収益率の推計値の乖離の度合いの比較及び同項第三号に掲げる内部モデルに基づく推計の結果と外部データ・ソースとの比較において用いた手法及び手法の変更履歴並びにデータ及びデータの変更履歴

（届出）

第二百二十一条　第二百十七条の承認を受けた内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　第二百十八条第一項各号に掲げる事項に変更があった場合

二　内部モデルを変更した場合

三　第二百十九条第二項に規定するリスクの定量化に関する基準、同条第三項に規定する内部統制に関する基準又は同条第四項に規定する検証に関する基準のいずれかを満たさない事由が生じた場合